

魚津市自治基本条例の一部改正（案）についてのパブリックコメント実施結果報告書

【意見を募集した案件】

魚津市自治基本条例の一部改正（案）

【意見の募集期間】

平成 29 年 10 月 11 日（水）～平成 29 年 11 月 10 日（金）

【周知方法】

市ホームページ、市役所本庁舎、13 地区公民館で公開

【意見の提出状況】

提出方法	郵便	F A X	電子メール	市役所へ持参	計
人数	0 件	1 件	1 件	0 件	2 件
件数	0 件	3 件	1 件	0 件	4 件

【提出意見と市見解等】

件数	関係条文	ご意見	魚津市の見解等
1	第 25 条 第 1 項	「又は」が続くのはいかがか。 「市民は、・・・又は相互に連携・協力して行う地域活動に参加するように努めるものとします。」としてはどうか。	ご指摘の点については、市民が地域コミュニティの行う地域活動に参加し、協力するよう努めることを定めておりますので、このような規定となっております。このことから、表記の問題はないと認識しております。

件数	関係条文	ご意見	魚津市の見解等
2	第 25 条 第 26 条 第 27 条	第 25 条、第 26 条、第 27 条を改正する理由について教えていただきたい。	改正の理由については、「魚津市自治基本条例の一部改正（案）の要旨」に、各条ごとに記載させていただいておりますので、ご確認いただければと思います。
3	その他	魚津市自治基本条例検討市民会議で、検討された経緯が分かれば良かった。	魚津市自治基本条例検討市民会議の内容については、ホームページで会議録を公表しましたが、十分に周知されていなかったと思います。今後、ご意見を踏まえ検討します。
4	その他	市民とは・・・定義解説ありますが、特定の世代（0歳から若い世代）に向けての、言回しを工夫し強い期待度を込め、心に響く言葉が少なかったのでは。これからの時代、ベテランの「知識と経験」も大事ですが、若い世代の「直観と感性」も重要です。人間の原点「頼る、頼られる関係」を若い世代に引き継ぐのではなく、“共に”考え、決定、行動し、“活力ある、うおづ”を創る。「世界の常識」これは“単なる誰かの意見”、常に更新され進化する「魚津の常識」を全世界で創りだす。是非とも次回の改正時には、“魚津流の条例文”を拝見してみたいものです。	市民参画と協働のまちづくりを進めていく上で、若い世代のまちづくりの関心を高め、参画を進めることが重要であります。今後の参考とさせていただきます。